空港土木施設耐震設計要領 空港土木施設設計要領 (耐震設計編) 平成 20 年 7 月 平成 31 年 4 月 (平成27年4月一部改訂) 国土交通省航空局 国土交通省航空局

空港土木施設耐震設計要領(現行)	空港土木施設設計要領 (耐震設計編)	備考
第1章 総則 1.1 目的 1 1.2 適用範囲 1 1.3 用語 1	第1章 総則 1.1 目的 1 1.2 適用範囲 1 1.3 用語 1	
第 2 章 耐震設計の基本 2 2.1 総説 2 2.2 輸送形態に応じた空港土木施設の耐震性能 3 2.3 空港土木施設の耐震性能 3	第2章 耐震設計の基本 2.1 総説	
第3章 耐震性能の照査方法 3.1 総説 6 3.2 設計限界値 7 3.3 地震動 12 3.4 液状化の予測・判定 13 3.5 土圧 14 3.6 設計応答値 14	第 3 章 耐震性能の照査方法 7 3.1 総説 7 3.2 設計限界値 8 3.3 地震動 14 3.4 液状化の予測・判定 15 3.5 土圧 15 3.6 設計応答値 16	
第4章 液状化対策 16 4.1 総説 16 4.2 対策範囲 16 4.3 対策レベル 16 4.4 液状化対策の照査 17	第4章 液状化対策 17 4.1 総説 17 4.2 対策範囲 17 4.3 対策レベル 17 4.4 液状化対策の照査 18	
付録-1. 地盤の地震応答解析法の種類と概要	付録	

第1章 総則

1.1 目的

本要領は、空港土木施設の設計を行うにあたって、空港全体の総合的な耐震性を確保するために、空港を構成する各施設の標準的な耐震設計の手順を体系的に示し、設計の合理化ならびに効率化を図ることを目的とする。

(1) 空港がその機能を発揮するためには、空港を構成する各施設が十分機能することが必要であり、空港に求められる機能(地震災害時においても確保すべき輸送機能)に応じて、各施設の耐震性能が定められることとなる。本要領では、空港に求められる機能に応じた各施設の耐震性能の考え方を示すとともに、各施設の耐震性能の照査に係る基本的な考え方を示している。

1.2 適用範囲

本要領は、空港土木施設の設置基準解説¹⁾(以下「基準解説」という。)を適用する施設を対象としている。

(1) 本要領は基準解説を適用する施設を対象とするものとするが、地震動を含め、様々な作用が複合的に働く場合については、本要領以外の視点も含めて検討が必要なことから、総合的な性能およびその照査の基本的な考え方は、「空港土木施設構造設計要領」²⁾を参照することができる。

1.3 用語

本要領における主な用語の意味は以下のとおりである。

・液状化 : 飽和した砂質地盤において、地震動により間隙水圧が急激に上昇

し、地盤のせん断強度が著しく低下する現象をいう。

・応答変位法 : 地震時の表層地盤のせん断変形の影響を考慮して地中施設等の変

位量や断面力を計算する方法をいう。

・動的解析法: 地震時における構造物および地盤の挙動を動力学的に解析して部

材の応力・ひずみ等の応答値を算定する方法をいう。

・設計供用期間 : 施設の設計にあたって、当該施設の要求性能を満足し続けるもの

として設定される期間をいう。

・レベル1地震動:空港において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の

再現期間と当該施設の設計供用期間との関係から当該施設の設計

供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。

・レベル2地震動:空港において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模

の強さを有するものをいう。

・震源特性:震源断層の破壊過程が地震動に与える影響をいう。

・伝播経路特性 : 震源から当該地点の地震基盤に至る伝播経路が地震動に与える影

響をいう。

・サイト特性: 地震基盤上の堆積層等が地震動に与える影響をいう。

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

第1章 総則

1.1 目的

耐震設計編は、空港土木施設の設計を行うにあたって、空港全体の総合的な耐震性を確保するために、空港を構成する各施設の標準的な耐震設計の手順を体系的に示し、設計の合理化並びに効率化を図ることを目的としている。

(1) 空港がその機能を発揮するためには、空港を構成する各施設が十分機能することが必要であり、空港に求められる機能(地震災害時においても確保すべき輸送機能)に応じて、各施設の耐震性能が定められることとなる。耐震設計編では、空港に求められる機能に応じた各施設の耐震性能の考え方を示すとともに、各施設の耐震性能の照査に係る基本的な考え方を示している。

1.2 適用範囲

耐震設計編は、空港土木施設設計要領(施設設計編)¹⁹⁾(以下「施設設計編」という。) を適用する施設を対象としている。

(1) 耐震設計編は、「施設設計編」¹⁹⁾を適用する施設を対象としているが、地震動を含め、様々な作用が複合的に働く場合については、耐震設計編以外の視点も含めて検討が必要なことから、総合的な性能及びその照査の基本的な考え方は、「施設設計編」¹⁹⁾、「空港土木施設設計要領(構造設計編)」²⁾(以下「構造設計編」という。)を参照することができる。

1.3 用語

耐震設計編における主な用語の意味は以下のとおりである。

・液状化 : 飽和した砂質地盤において、地震動により間隙水圧が急激に上昇

し、地盤のせん断強度が著しく低下する現象をいう。

・応答変位法 : 地震時の表層地盤のせん断変形の影響を考慮して地中施設等の変

位量や断面力を計算する方法をいう。

・動的解析法:地震時における構造物及び地盤の挙動を動力学的に解析して部材

の応力・ひずみ等の応答値を算定する方法をいう。

・設計供用期間 : 施設の設計にあたって、当該施設の要求性能を満足し続けるもの

として設定される期間をいう。

・レベルー地震動 : 空港において発生するものと想定される地震動のうち、地震動の

再現期間と当該施設の設計供用期間との関係から当該施設の設

計供用期間中に発生する可能性の高いものをいう。

・レベル二地震動:空港において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模

の強さを有するものをいう。

・震源特性:震源断層の破壊過程が地震動に与える影響をいう。

・伝播経路特性:震源から当該地点の地震基盤に至る伝播経路が地震動に与える影

響をいう。

・サイト特性: 地震基盤上の堆積層等が地震動に与える影響をいう。

文末の変更.

備考

書物名の変更.

文末の変更.

第2章 耐震設計の基本

2.1 総説

空港土木施設の設計にあたっては、空港に求められる機能に応じた耐震性能を確保すると ともに、この機能に拘わらず、レベル1地震動、レベル2地震動それぞれに対し、以下の基 本的な耐震性能を有するものとする。

- (1) レベル1 地震動に対して、航空機の運航に必要な機能に影響を与えないこと。
- (2) レベル 2 地震動に対して、人命、財産または社会経済活動に重大な影響を与えないこ
- (1) 空港の主な機能としては、公共交通機関として果たす本来の機能の他、大規模地震発生時に おける緊急物資・人員等の輸送や救急・救命活動の拠点としての機能がある。地震災害時に おいてどの程度の輸送機能を確保すべきかは、航空ネットワークにおける役割、背後圏経済 活動における役割および緊急物資輸送形態等を踏まえて総合的に検討する必要がある。
- (2) 空港土木施設は、レベル1地震動による損傷等が当該施設の機能を損なわず継続して使用す ることに影響を及ぼさない使用性を確保するものとする。
- (3) 空港土木施設は、基本施設の被災に伴い空港の運用を停止する場合や、施設上に滑走路等の 基本施設が存在する場合には、当該施設の被災が滑走路等の施設にも影響を与え、緊急救命 活動や緊急物資等輸送の拠点としての役割が損なわれ、周辺地域の人命や財産の損失に重大 な影響を及ぼす可能性がある。また、当該空港が航空ネットワークや背後圏経済活動におい て重要な役割を果たしている場合には、当該施設の被災に伴う空港の運用停止により、緊急 救命活動や緊急物資等輸送の拠点としての役割が損なわれるだけでなく、社会経済活動に重 大な影響を及ぼす可能性があることから、レベル2地震動に対しても小規模な修復による施 設機能の迅速な回復が求められる。なお、地下道および橋梁等、人、車両が通行する施設は、 被災により構造の安定性が損なわれた場合に、人命に重大な影響を及ぼす可能性があること から、レベル2地震動に対しても構造の安定性を確保するものとする。この他、基本施設等 でレベル1地震動のみの性能を示している施設であっても、高盛土で構成される盛土地盤の ように、被災による修復が長期間にわたる可能性がある、または高盛土の崩壊によって空港 周辺の民家等に重大な被害が及ぶ可能性がある等、当該施設の被災によって、その影響が長 期または、広範に及ぶ可能性がある場合においては、レベル2地震動等に対する安全性につ いても確保するものとする。
- (4) 基本施設等において、その基礎となる地盤及び地下構造物は、基本施設等に求められる機能 | (4) 空港の施設において、その基礎となる地盤及び地下構造物は、<mark>空港の施設</mark>に求められる機能 を損なわない性能を有する必要がある。
- 震性能を含めた総合的な性能を適切に設定する必要がある。
- (6) 本要領は、基準解説を適用する施設の耐震性能の考え方を示しているため、空港機器関係の 耐震性能の考え方を示すものではない。ただし、空港施設内の機器関係(管制機器等)が設 置されている基礎等の土木施設は、空港機器関係の機能確保の観点から、本要領で示す以上 の耐震性能が求められる場合もある。

2.2 輸送形態に応じた空港土木施設の耐震性能

空港土木施設の設計にあたっては、空港を構成する各施設が、地震発生後の想定される輸 送形態に対応できる耐震性能を有するものとする。

- (1) 空港土木施設は、施設自体の損傷が人命に直接影響を及ぼすものと、施設の損傷により、航 (1) 空港土木施設は、施設自体の損傷が人命に直接影響を及ぼすものと、施設の損傷により、航空 空機が運航できずに人命、財産または社会的活動に影響を与えるものがある。このため、人 命に直接影響を及ぼす施設は、それに応じた耐震性能が必要であり、それ以外の施設につい ては地震発生直後(地震発生後3日間程度)において確保すべき輸送機能に応じて耐震性能 が必要である。
- (2) 地震発生後において確保すべき輸送機能によって、固定翼機による旅客輸送、緊急物資輸送、 回転翼機による緊急物資輸送等の輸送形態が想定される。空港土木施設は、これら輸送形態

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

第2章 耐震設計の基本

2.1 総説

空港土木施設の設計にあたっては、空港に求められる機能に応じた耐震性能を確保すると ともに、この機能に拘わらず、レベルー地震動、レベル二地震動それぞれに対し、以下の 基本的な耐震性能を有するものとする。

- (1) レベルー地震動に対して、航空機の運航に必要な機能に影響を与えないこと。
- (2) レベル二地震動に対して、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を与えないこと。
- (1) 空港の主な機能としては、公共交通機関として果たす本来の機能の他、大規模地震発生時に おける緊急物資・人員等の輸送や救急・救命活動の拠点としての機能がある。地震災害時に おいてどの程度の輸送機能を確保すべきかは、航空ネットワークにおける役割、背後圏経済 活動における役割及び緊急物資輸送形態等を踏まえて総合的に検討する必要がある。
- (2) 空港土木施設は、レベルー地震動による損傷等が当該施設の機能を損なわず継続して使用す ることに影響を及ぼさない使用性を確保するものとする。
- (3) 空港土木施設は、基本施設の被災に伴い空港の運用を停止する場合や、施設上に滑走路等の 基本施設が存在する場合には、当該施設の被災が滑走路等の施設にも影響を与え、緊急救命 活動や緊急物資等輸送の拠点としての役割が損なわれ、周辺地域の人命や財産の損失に重大 な影響を及ぼす可能性がある。また、当該空港が航空ネットワークや背後圏経済活動におい て重要な役割を果たしている場合には、当該施設の被災に伴う空港の運用停止により、緊急 救命活動や緊急物資等輸送の拠点としての役割が損なわれるだけでなく、社会経済活動に重 大な影響を及ぼす可能性があることから、レベル二地震動に対しても小規模な修復による施 設機能の迅速な回復が求められる。なお、地下道及び橋梁等、人、車両が通行する施設は、 被災により構造の安定性が損なわれた場合に、人命に重大な影響を及ぼす可能性があること から、レベル二地震動に対しても構造の安定性を確保するものとする。この他、空港の施設 | 用語の変更. でレベルー地震動のみの性能を示している施設であっても、高盛土で構成される盛土地盤の ように、被災による修復が長期間にわたる可能性がある、又は高盛土の崩壊によって空港周 辺の民家等に重大な被害が及ぶ可能性がある等、当該施設の被災によって、その影響が長期 又は広範に及ぶ可能性がある場合においては、レベル二地震動等に対する安全性についても 確保するものとする。

を損なわない性能を有する必要がある。

- (5) 空港土木施設は、地震動以外にも様々な作用が複合的に働く場合があり、この場合には、耐 (5) 空港土木施設は、地震動以外にも様々な作用が複合的に働く場合があり、この場合には、耐 震性能を含めた総合的な性能を適切に設定する必要がある。
 - (6) <mark>耐震設計編</mark>は、「<mark>施設設計編」¹⁹⁾を適用する施設の耐震性能の考え方を示しているため、空港 | 書物名の変更.</mark> 機器関係の耐震性能の考え方を示すものではない。ただし、空港機器関係(管制機器等)が 設置されている基礎等の土木施設は、空港機器関係の機能確保の観点から、耐震設計編で示 す以上の耐震性能が求められる場合もある。

2.2 輸送形態に応じた空港土木施設の耐震性能

空港土木施設の設計にあたっては、空港を構成する各施設が、地震発生後の想定される輸 送形態に対応できる耐震性能を有するものとする。

- 機が運航できずに人命、財産又は社会的活動に影響を与えるものがある。このため、人命に直 接影響を及ぼす施設は、それに応じた耐震性能が必要であり、それ以外の施設については地震 発生直後(地震発生後3日間程度)において確保すべき輸送機能に応じて耐震性能が必要であ
- (2) 地震発生後において確保すべき輸送機能によって、固定翼機による旅客輸送、緊急物資輸送、 回転翼機による緊急物資輸送等の輸送形態が想定される。空港土木施設は、これら輸送形態に

備考

用語の変更.

用語の変更.

に応じて、所要の耐震性能を満たすことが必要となるが、一般に、緊急物資輸送に比べ旅客 輸送の方が、高い耐震性能が必要となる他、これら輸送形態をどの程度確保する必要がある かに留意する必要がある。なお、大量の緊急輸送を行える緊急輸送機等は、一般に民間航空 機より短い滑走路長で離着陸できるものの、地理的条件や輸送形態等を踏まえて検討する必 要がある。

2.3 空港土木施設の耐震性能

空港土木施設の設計にあたっては、地震発生後に空港に求められる基本的な耐震性能およ び輸送機能に応じた耐震性能を踏まえ、地震規模および施設に応じて求められる性能を設定 するものとする。また、これら性能の評価項目は、地震規模や施設の構造特性に応じて適切 に設定するものとする。

- (1) 基本施設等はレベル1 地震動に対して、機能を損なわず、継続して使用することが必要であ る。また、レベル2地震動に対しては、被災により人命、財産または社会経済活動に重大な 影響を及ぼす可能性のある施設について、修復性を確保することが必要である。
- (2) 基本施設以外の施設については、レベル1地震動に対して、機能を損なわず、継続して使用 することが必要である。また、空港全体の総合的な耐震性能を確保するために、レベル 2 地 震動に対しても技術的に可能でかつ経済的に妥当な範囲で継続的な使用を可能とする性能、 いわゆる修復性が求められる場合には、各施設の構造等について十分な強度を有する必要が ある。
- (3) 空港土木施設の耐震性能の評価項目は、「基準解説」、「空港土木施設構造設計要領」²⁾ に (3) 空港土木施設の耐震性能の評価項目は、「<mark>陸上空港の施設の設置基準と解説」¹⁾ (以下「基準 | 書物</mark>名の変更. 準じて適切に設定するものとするが、一般的には表-2.1 に示すとおりである。また、その際、 以下の施設はこれに加えて他の基準・指針等も参考とすることができる。
 - 1) 滑走路、過走帯、誘導路、エプロン、着陸帯、滑走路端安全区域、誘導路帯の護岸等 「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)、「埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)」
 - 2) GSE 通行带等

(橋梁構造の場合):「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」5)

(地下構造物の場合):「トンネル標準示方書 開削工法・同解説」6)、「コンクリート標準 示方書 設計編」7)、「道路土工 擁壁工指針」8)、「道路土工 カ ルバート工指針」9)

3) 道路・駐車場

「駐車場設計・施工指針 同解説」10)

(橋梁構造の場合):「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」5)

(地下構造物の場合):「トンネル標準示方書 開削工法・同解説」6)、「コンクリート標準 示方書 設計編」7)、「道路土工 擁壁工指針」8)、「道路土工 カ ルバート工指針₁9)

4) 排水施設

「コンクリート標準示方書 設計編」7)、「下水道施設の耐震対策指針と解説」11)、「水 道施設耐震工法指針·解説」¹²⁾、「河川砂防技術基準(案)同解説」¹³⁾

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

応じて、所要の耐震性能を満たすことが必要となるが、一般に、緊急物資輸送に比べ旅客輸送 の方が、高い耐震性能が必要となる他、これら輸送形態をどの程度確保する必要があるかに留 意する必要がある。なお、大量の緊急輸送を行える緊急輸送機等は、一般に民間航空機より短 い滑走路長で離着陸できるものの、地理的条件や輸送形態等を踏まえて検討する必要がある。

2.3 空港土木施設の耐震性能

空港土木施設の設計にあたっては、地震発生後に空港に求められる基本的な耐震性能及び 輸送機能に応じた耐震性能を踏まえ、地震規模及び施設に応じて求められる性能を設定す るものとする。また、これら性能の評価項目は、地震規模や施設の構造特性に応じて適切 に設定するものとする。

- (1) 空港の施設は、レベルー地震動に対して、機能を損なわず、継続して使用することが必要で | 用語の変更. ある。また、レベル二地震動に対しては、被災により人命、財産又は社会経済活動に重大な 影響を及ぼす可能性のある施設について、修復性を確保することが必要である。
- (2) その他の施設については、レベルー地震動に対して、機能を損なわず、継続して使用するこ | 用語の変更. とが必要である。また、空港全体の総合的な耐震性能を確保するために、レベル二地震動に 対しても技術的に可能でかつ経済的に妥当な範囲で継続的な使用を可能とする性能、いわゆ る修復性が求められる場合には、各施設の構造等について十分な強度を有する必要がある。
- 解説」という。)、「施設設計編」19、「構造設計編」2)に準じて適切に設定するものとするが、 一般的には表-2.1に示すとおりである。また、その際、以下の施設はこれに加えて他の基準・ 指針等も参考とすることができる。
- 1) 滑走路、過走帯、誘導路、エプロン、着陸帯、滑走路端安全区域、誘導路帯の護岸等 「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)

「埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)」4)

2) GSE 通行带等

橋梁構造の場合

「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」5)

地下構造物の場合

「トンネル標準示方書「開削工法編」・同解説」の

「コンクリート標準示方書 設計編」7)

「道路十工 擁壁工指針」8)

「道路土工 カルバート工指針」9

3) 道路・駐車場

「駐車場設計・施工指針 同解説」10)

橋梁構造の場合

「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」5)

地下構造物の場合

「トンネル標準示方書 [開削工法編]・同解説」の

「コンクリート標準示方書 設計編」7)

「道路十工 擁壁工指針」8)

「道路土工 カルバート工指針」9

4) 排水施設

「コンクリート標準示方書 設計編」7)

「下水道施設の耐震対策指針と解説」11)

「水道施設耐震工法指針・解説」12)

備考

書物名の変更.

書物名の変更.

5) 共同溝

「コンクリート標準示方書 設計編」7)、「共同溝設計指針」14)

6) 進入灯橋梁

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)、「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」5)

表-2.1(1) レベル1地震動に対する空港土木施設の耐震性能(評価項目)

施設	評価項目
滑走路	①地盤の液状化の有無
誘導路	②地盤の変形(勾配・段差)**1
エプロン	③地盤の支持力*1
過走帯	④ひび割れ発生状況
着陸帯	①地盤の液状化の有無
滑走路端安全区域	②地盤の変形(勾配・段差)**!
誘導路帯	①地盤の液状化の有無 ②地盤の変形(段差)*1
GSE 通行帯等	イ)当該施設が地下構造物の場合、 ①地盤の液状化の有無 ②構造の損傷 ロ)当該施設が橋梁構造の場合、 ①構造の損傷
飛行場標識施設	_
道路・駐車場	イ)当該施設が地下構造物の場合、 ①地盤の液状化の有無 ②構造の損傷 ロ)当該施設が橋梁構造の場合、 ①構造の損傷
排水施設	イ)当該施設が地下構造物 ^{※2} および調節池の場合、 ①地盤の液状化の有無 ②構造の損傷
共同溝	①地盤の液状化の有無
消防水利施設	②構造の損傷
場周柵	①構造の倒壊
ブラストフェンス	
航空保安施設用地	①地盤の液状化の有無
その他空港施設用地	②護岸、高盛土を含む場合、地盤の変位
進入灯橋梁	①構造の損傷

^{※1}①の評価の結果、液状化が想定される場合、及び護岸、高盛土を含む場合の評価項目

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

「河川砂防技術基準(案)同解説」13)

5) 共同溝

「コンクリート標準示方書 設計編」⁷⁾ 「共同溝設計指針」¹⁴⁾

6) 進入灯橋梁

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)

「道路橋示方書·同解説 V 耐震設計編」5)

表-2.1(1) レベルー地震動に対する空港土木施設の耐震性能(評価項目)

施設	評価項目		
滑走路	① 地盤の液状化の有無		
誘導路	② 地盤の変形(勾配・段差)*1		
エプロン	③ 地盤の支持力※1		
過走帯	④ ひび割れ発生状況		
着陸帯	① 地盤の液状化の有無		
滑走路端安全区域	② 地盤の変形 (勾配・段差) *1		
誘導路帯	① 地盤の液状化の有無② 地盤の変形(段差)^{*1}		
飛行場標識施設	-		
GSE 通行帯等	イ) 当該施設が地下構造物の場合、 ① 地盤の液状化の有無 ② 構造の損傷		
道路・駐車場	② 構造の損傷 ロ) 当該施設が橋梁構造の場合、 ① 構造の損傷		
排水施設	イ)当該施設が地下構造物 ^{※2} 及び調節池の場合、 ① 地盤の液状化の有無 ② 構造の損傷		
共同溝	① 地盤の液状化の有無		
消防水利施設	② 構造の損傷		
場周柵	① 排出の関節		
ブラストフェンス	① 構造の倒壊		
土構造物・護岸	 地盤の液状化の有無 護岸、高盛土を含む場合、地盤の変位 		
進入灯橋梁	① 構造の損傷		

・ ①の評価の結果、液状化が想定される場合、及び護岸、高盛土を含む場合の評価項目

※2 排水施設の地下構造物:暗渠(ボックスカルバート・剛性管・とう性管)、接続部(マンホール)

GSE 通行帯等は「その他の施設」となるため後ろへ移動.

備考

施設設計編において対象外としている「航空保安施設用地」を削除し「その他空港施設用地」を「土構造物・護岸」に変更.

^{※2} 排水施設の地下構造物:暗渠(ボックスカルバート・剛性管・とう性管)、接続部(マンホール)

表-21(2) レベル2地震動に対する空港土木施設の耐震性能(評価項目)

表-2.1(2) し	ノベル2地震動に対する空	?港土木施設の耐震性	:能(評価項目)
	大規模地震発生後に必要とされる輸送形態		
施 設	固定翼機による	固定翼機による	回転翼機による
	旅客輸送	緊急物資輸送	緊急物資輸送
滑走路	①地盤の液状化の有無		① (護岸、高盛土を含む
	②地盤の変形(勾配・)	段差)※1	場合)地盤の変形
誘導路	③地盤の支持力*1		
	④ひび割れ発生状況		①地盤の液状化の有無
エプロン			②地盤の変形(勾配・段
			差) ※1
			③地盤の支持力*1
過走帯	_		
着陸帯			
滑走路端安全区域			
誘導路帯			
	イ)当該施設が地下構造	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
	①地盤の液状化の有熱	!!!	
GSE 通行帯等	②構造の損傷		
	ロ)当該施設が橋梁構造	の場合、	
	①構造の損傷・変位		
飛行場標識施設	_		
	イ)当該施設が地下構造		
)46 P. F.)	①地盤の液状化の有熱	#	
道路・駐車場	②構造の損傷	A	
	ロ)当該施設が橋梁構造	の場合、	
	①構造の損傷・変位	*#F %3	
	イ)当該施設が地下構造	1物ペンおよび調節池	
排水施設	の場合、	im	
	①地盤の液状化の有類の構造の根準	/// III:	
	②構造の損傷		
共同溝	①地盤の液状化の有無 ②構造の損傷		
) 消防水利施設	①地盤の液状化の有無		_
1月例7八个小地取	②構造の損傷		
場周柵	_		
ブラストフェンス	①構造の倒壊		
航空保安施設用地	①地盤の液状化の有無		
その他空港施設用地	②地盤の変位**1		
進入灯橋梁	① 構造の損傷・変位		_
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ı		

^{※1} ①の評価の結果、液状化が想定される場合、及び護岸、高盛土を含む場合の評価項目 ※2 排水施設の地下構造物:暗渠(ボックスカルバート・剛性管・とう性管)、接続部(マンホール)

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

表-2.1(2) レベル二地震動に対する空港土木施設の耐震性能(評価項目)

	大規模地	也震発生後に必要とされる	輸送形態
施設	固定翼機による 旅客輸送	固定翼機による 緊急物資輸送	回転翼機による 緊急物資輸送
	派谷 期及	※心が貝制と	※心物貝制区
滑走路			① (護岸、高盛土を 含む場合) 地盤の
誘導路	① 地盤の液状化の有無② 地盤の変形(勾配・		変形
	2 地盤の変形(勾配・3 地盤の支持力*14 ひび割れ発生状況	坟左) …	① 地盤の液状化の有 無
エプロン	(中) (1) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中		② 地盤の変形(勾 配・段差) ^{*1}
			③ 地盤の支持力※1
過走帯			·
着陸帯			
滑走路端安全区域		_	
誘導路帯			
飛行場標識施設			
GSE 通行帯等	イ) 当該施設が地下構造 ① 地盤の液状化の有		
道路・駐車場	② 構造の損傷ロ)当該施設が橋梁構造① 構造の損傷・変位		
排水施設	イ) 当該施設が地下構造 ① 地盤の液状化の有 ② 構造の損傷		-
共同溝	 地盤の液状化の有無 構造の損傷 		
消防水利施設	 地盤の液状化の有無 構造の損傷 		
場周柵			
ブラストフェンス	① 構造の倒壊		
土構造物・護岸	 地盤の液状化の有無 地盤の変位^{*1} 		
進入灯橋梁	① 構造の損傷・変位		_

GSE 通行帯等は「その他の施設」となるため後ろへ移動.

備考

施設設計編において対象外としている 「航空保安施設用地」を削除し「その 他空港施設用地」を「土構造物・護岸」 に変更.

※1 ①の評価の結果、液状化が想定される場合、及び護岸、高盛土を含む場合の評価項目 ※2 排水施設の地下構造物:暗渠(ボックスカルバート・剛性管・とう性管)、接続部(マンホール)

第3章 耐震性能の照査方法

3.1 総説

空港土木施設の耐震性能の照査は、施設の構造特性に応じた地震応答解析法に基づいて行うものとする。また、液状化について考慮が必要な施設については、適切な方法に基づいて液状化判定を行い、必要に応じてその影響を考慮して設計するものとする。

(1) 耐震性能の照査手順の例を図-3.1 に示す。

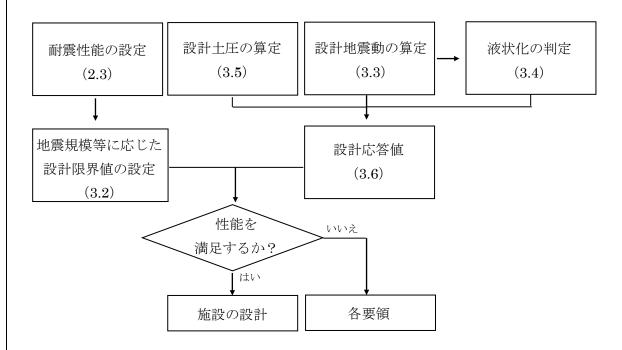


図-3.1 照査手順

(2) 空港土木施設の耐震性能の照査方法のうち、本要領に記述されていない事項については、基 準解説の他に以下を参考とすることができる。ただし、これらの照査にあたっては、特別な 場合を除き航空機等による載荷重を作用として考慮しない。

「空港十木施設構造設計要領」2)

「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」5)

「トンネル標準示方書 開削工法・同解説」6)

「コンクリート標準示方書 設計編」7)

「鉄道構造物等設計標準・同解説 耐震設計」15)

「共同溝設計指針」14)

「駐車場設計・施工指針 同解説」10)

「道路十工 擁壁工指針」8)

「道路土工 カルバート工指針」9)

「道路土工 のり面工・斜面安定工指針」16)

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)

「埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)」4)

「下水道施設の耐震対策指針と解説」11)

「水道施設耐震工法指針・解説」12)

「河川砂防技術基準(案)同解説 | 13)

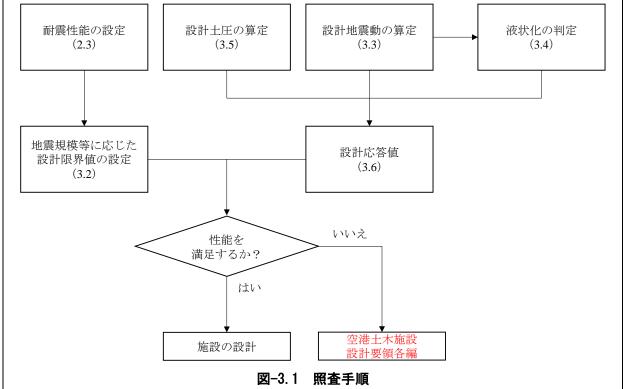
空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

第3章 耐震性能の照査方法

3.1 総説

空港土木施設の耐震性能の照査は、施設の構造特性に応じた地震応答解析法に基づいて行 うものとする。また、液状化について考慮が必要な施設については、適切な方法に基づい て液状化判定を行い、必要に応じてその影響を考慮して設計するものとする。

(1) 耐震性能の照査手順の例を図-3.1 に示す。



(2) 空港土木施設の耐震性能の照査方法のうち、<mark>耐震設計編</mark>に記述されていない事項については、「基準解説」¹⁾、「<mark>施設設計編」¹⁹⁾の他に以下を参考とすることができる。ただし、これらの</mark> 照査にあたっては、特別な場合を除き航空機等による載荷重を作用として考慮しない。

「構造設計編」2)

「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」5)

「トンネル標準示方書「開削工法編」・同解説の

「コンクリート標準示方書 設計編」7)

「鉄道構造物等設計標準·同解説 耐震設計」¹⁵⁾

「共同溝設計指針」14)

「駐車場設計·施工指針 同解説」¹⁰⁾

「道路十工 擁壁工指針」8)

「道路十工 カルバート工指針」9)

「道路土工 切土工・斜面安定工指針」16)

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)

「埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)」4)

「下水道施設の耐震対策指針と解説」11)

「水道施設耐震工法指針・解説」12)

「河川砂防技術基準(案)同解説 13)

書物名の変更.

備考

書物名の変更.

書物名の変更.

書物名の変更.

書物名の変更.

3.2 設計限界値

性能照査に用いる設計限界値は、当該施設の要求性能や地震規模、構造特性に応じて適 切に設定するものとする。

(1) 設計限界値は、当該施設の要求性能に応じて設定する限界状態を具体的な数値として表した ものである。一般には、性能照査に用いる設計限界値は表-3.1~3.4 を参考とすることがで きる。

表-3.1 レベル1地震動に対する基本施設等の設計限界値の例

施設	設計限界値の例		
	①地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、 a)地盤の変形		
	・航空法施行規則第79条第1項第3号に規定する最大縦断勾配お よび最大横断勾配		
滑走路	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の		
	最大勾配 ^{※2} までの変形を許容する b)地盤の支持力		
	間隙水圧比の経時変化		
	②運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ		
	①地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、		
	a)地盤の変形 ・航空法施行規則第 79 条第 1 項第 3 号に規定する最大縦断勾配お		
	よび最大横断勾配		
誘導路	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の		
	最大勾配*2までの変形を許容する		
	b)地盤の支持力		
	間隙水圧比の経時変化 ②運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ		
	①地盤が液状化する場合※1もしくは護岸・高盛土を含む場合、		
	a)地盤の変形		
	・最大勾配が 1%以下		
°>	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の		
エプロン	最大勾配*2までの変形を許容する		
	b)地盤の支持力		
	間隙水圧比の経時変化		
	②運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ ①地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、		
	①地盤が似状化する場合でもしくは護岸・高盤工を含む場合、 a)地盤の変形		
	・滑走路と同様に航空機が常時使用し、接続する滑走路の強度と同		
	じ強度を有する過走帯は、航空法施行規則第79条第1項第3号		
	に規定する滑走路の最大縦断勾配および最大横断勾配		
	・航空機が滑走路内で停止できない場合に備え、接続する滑走路の		
過走帯	強度より小さい強度の過走帯は、航空法施行規則第79条第1項		
	第3号に規定する着陸帯の最大縦断勾配および最大横断勾配		
	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の		
	最大勾配 ^{※2} までの変形を許容する b)地盤の支持力		
	間隙水圧比の経時変化		
	②運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ		
	①地盤が液状化する場合※1もしくは護岸・高盛土を含む場合、		
滑走路端安全区域	a)現地盤面との段差 30cm 以内、最大勾配 1/2 以内の変形		
誘導路帯	①地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、		
105 守 町 市	a)現地盤面との段差 30cm 以内の変形		
GGE \Z\-!+\k*2			
GSE 理仃带等 ^{AS}			
GSE 通行带等 ^{※3}	イ)当該施設が地下構造物の場合、 a)構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない。 b)損傷を許容しない		

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

3.2 設計限界値

性能照査に用いる設計限界値は、当該施設の要求性能や地震規模、構造特性に応じて適切に設定するものとする。

(1) 設計限界値は、当該施設の要求性能に応じて設定する限界状態を具体的な数値として表したものである。一般には、性能照査に用いる設計限界値は表-3.1~3.4を参考とすることができる。

表-3.1	レベルー地震動に対する <mark>空港の施設</mark> の設計限界値の例	
施設	設計限界値の例	
	① 地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、	
	a) 地盤の変形	
	・航空法施行規則第79条第1項第3号に規定する最大縦断勾配及び最	
	大横断勾配	
滑走路	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の最	
	大勾配※2までの変形を許容する	
	b) 地盤の支持力	
	間隙水圧比の経時変化	
	② 運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ	
	① 地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、	
	a) 地盤の変形	
	・航空法施行規則第79条第1項第3号に規定する最大縦断勾配及び最	
₹. 治 ゆ	大横断勾配	
誘導路	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の最 大勾配*2までの変形を許容する	
	大勾配でまでの変形を計谷する b) 地盤の支持力	
	間隙水圧比の経時変化	
	② 運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ	
	① 地盤が液状化する場合※1もしくは護岸・高盛土を含む場合、	
	a) 地盤の変形	
	・最大勾配が 1%以下	
	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の最	
エプロン	大勾配※2までの変形を許容する	
	b) 地盤の支持力	
	間隙水圧比の経時変化	
	② 運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ	
	① 地盤が液状化する場合*1もしくは護岸・高盛土を含む場合、	
	a) 地盤の変形	
	・滑走路と同様に航空機が常時使用し、接続する滑走路の強度と同じ	
	強度を有する過走帯は、航空法施行規則第79条第1項第3号に規定	
	する滑走路の最大縦断勾配 <mark>及び</mark> 最大横断勾配	
	・航空機が滑走路内で停止できない場合に備え、接続する滑走路の強	
過走帯	度より小さい強度の過走帯は、航空法施行規則第79条第1項第3	
	号に規定する着陸帯の最大縦断勾配及び最大横断勾配	
	・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の最	
	大勾配※2までの変形を許容する	
	b) 地盤の支持力	
間隙水圧比の経時変化		
علد علم علد	② 運用に支障を与えない程度の軽微なひび割れ	
着陸帯	① 地盤が液状化する場合※1もしくは護岸・高盛土を含む場合、	
滑走路端安全区域	a) 現地盤面との段差 30cm 以内、最大勾配 1/2 以内の変形	
誘導路帯	① 地盤が液状化する場合※1 もしくは護岸・高盛土を含む場合、	
	a) 現地盤面との段差 30cm 以内の変形	
飛行場標識施設	_	

用語の変更.

備考

GSE 通行帯等は「その他の施設」となるため、次表に移動.

空港土木施設耐震設計要領 (現行) □)当該施設が橋梁の場合、 a)損傷を許容しない 飛行場標識施設 –

- ※1 地盤が液状化しなければ、レベル 1 地震動が作用しても、地盤上の舗装に勾配や段差等が発生する可能性は少ないことが、例えば、「1993 年釧路沖地震港湾施設被害報告」¹⁷⁾ などに示されている。護岸・高盛土を含む場合には、地盤が液状化しない場合においても a)の照査を行う必要がある。
- ※2 航空保安業務処理規程 第 10 制限区域内工事実施規程 IV工事実施要領 (3)工事期間中における舗装面のすり付け及び地盤面の処理に示されている。
- ※3 通常の設計による場合、液状化が発生しなければ、レベル 1 地震動が作用しても、設計対象 車両が通行不能となる程度の段差は発生する可能性は少ないことが、例えば「1995 年兵庫県 南部地震による港湾施設等被害報告」¹⁸⁾ に示されている。
- 注) 表中の勾配は地震後の勾配を意味している。

表-3.2 レベル1地震動に対する付帯施設および空港用地の設計限界値の例

施設	設計限界値の例		
道路・駐車場※1	イ)当該施設が地下構造物の場合、 a)構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない b)損傷を許容しない ロ)当該施設が橋梁の場合、 a)損傷を許容しない		
排水施設	イ)構造物がボックスカルバート、剛性管、マンホールの場合、 a)構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない b)構造部材の応答が弾性限界内 口)構造物がとう性管の場合、 a)構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない b)構造部材の応答が弾性限界内、たわみ率が許容値内 ハ)構造物が調節池の場合、 a)構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない b)堤体がすべり破壊を生じない		
共同溝	①構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない		
消防水利施設	②構造の損傷を許容しない		
場周柵	①倒壊を許容しない		
ブラストフェンス			
航空保安施設用地	①構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない		
その他空港施設用地	②護岸、高盛土を含む場合は継続的な使用に影響を及ぼす変位を許容しない		
進入灯橋梁	①損傷を許容しない		

※1 通常の設計による場合、液状化が発生しなければ、レベル 1 地震動が作用しても、設計対象 車両が通行不能となる程度の段差は発生する可能性は少ないことが、例えば「1995 年兵庫県 南部地震による港湾施設等被害報告」¹⁸⁾ に示されている。

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

※1 地盤が液状化しなければ、レベルー地震動が作用しても、地盤上の舗装に勾配や段差等が発生する可能性は少ないことが、例えば、「1993 年釧路沖地震港湾施設被害報告」「77などに示されている。護岸・高盛土を含む場合には、地盤が液状化しない場合においてもa)の照査を行う必要がある。

- ※2 「制限区域内工事実施指針 IV工事実施要領 1 一般 (3)工事期間中における舗装面のすり付け及び 地盤面の処理」に示されている。
- 通常の設計による場合、液状化が発生しなければ、レベルー地震動が作用しても、設計対象車両が通行 不能となる程度の段差は発生する可能性は少ないことが、例えば「1995 年兵庫県南部地震による港湾 施設等被害報告」¹⁸に示されている。
- 注) 表中の勾配は地震後の勾配を意味している。

表-3.2 レベルー地震動に対するその他の施設の設計限界値の例

32-3.2	*** 2010年11年11年11年11日11日11日11日11日11日11日11日11日11日
施設	設計限界値の例
GGD \Z (- +#+ krk \X 1	イ)当該施設が地下構造物の場合、
GSE 通行帯等 ^{※1}	a) 構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない
	b) 損傷を許容しない
道路・駐車場※1	ロ)当該施設が橋梁の場合、
	a) 損傷を許容しない
	イ)構造物がボックスカルバート、剛性管、マンホールの場合、
	a) 構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない
	b) 構造部材の応答が弾性限界内
	ロ) 構造物がとう性管の場合、
排水施設	a) 構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない
	b) 構造部材の応答が弾性限界内、たわみ率が許容値内
	ハ)構造物が調節池の場合、
	a) 構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない
	b) 堤体がすべり破壊を生じない
共同溝	① 構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない
消防水利施設	② 構造の損傷を許容しない
場周柵	① 闷塘大部穴1 40、
ブラストフェンス	- ① 倒壊を許容しない
	① 構造に影響を与えるような地盤の液状化を許容しない
土構造物・護岸	② 護岸、高盛土を含む場合は継続的な使用に影響を及ぼす変位を許容し
	ない
進入灯橋梁	① 損傷を許容しない
A PL & C . (15 PS = 345 F)	

※1 通常の設計による場合、液状化が発生しなければ、レベルー地震動が作用しても、設計対象車両が通行 不能となる程度の段差は発生する可能性は少ないことが、例えば「1995 年兵庫県南部地震による港湾施 設等被害報告」¹⁸⁾に示されている。

用語の変更.

GSE 通行帯等は「その他の施設」となるため、前表から移動.

考

規程から指針に変更されているため.

施設設計編において対象外としている 「航空保安施設用地」を削除し「その 他空港施設用地」を「土構造物・護岸」 に変更.

空港土木施設耐震設計要領	(現行)

表-3.3 レベル2地震動に対する基本施設の設計限界値の例

表-3.3 レベル2地震動に対する基本施設の設計限界値の例					
施	大規模地震発生後に必要とされる輸送形態				
設	固定翼機による 固定翼機による		回転翼機による		
取	旅客輸送	緊急物資輸送	緊急物資輸送		
滑走路	①地盤が形態を では では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます	① a) おきない では では では では では でいます できます できます できます できます できます できます できます でき	①地盤の変形 護岸、高盛土の全体系 が崩壊するような変形 を許容しない		
誘導路	①地盤が液状化する場合**2 a)地盤が液変形 ・航空法施行規則第79条 第1項第3号に規定 ・航空法施行規則第79条 第1大縦断3号に規定 大横断勾配 ・部、地域のででは、地域のででは、地域である。 が地域である。 b)地盤が水圧ので変形を対し、のででは、地域である。 b)地盤利間では、地域である。 とのでは、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域	①地盤を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、			

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

	土仓工小心	以以口女识(则员		
	表-3.3 レベルニ	用語の変更.		
施	大共			
設	固定翼機による 旅客輸送	固定翼機による 緊急物資輸送	回転翼機による 緊急物資輸送	
滑走路	① 地盤が液状化する場合**1*2 a) 地盤の変形 旅客輸送に使用する機材の離 着陸に必要な滑走路長について、 ・航空法施行規則第79条第1 項第3号に規定する最大概 断勾配及び最大で制力ででした。 部装面のないでは、 舗装ののすり付け及配**3までの変形をする b) 地盤の支持力 (過剰間隙水圧の消散による)必要なとの経過利間除水圧との経時変化 ② 短期間ではといてのという。 2 短期間では程度のひび割れ	① 地盤が液状化する場合**2 a) 地盤の変形 緊急物資輸送に使用する機材 の離着陸に必って、 ・・航空法施行規則第79条第1 項第3号に使用する路長ので表した。 ・・航空法施行規則第79条第組 断勾配及び気には現りである。 所名を表して、 ・・新発をでする。 の変形を対しては、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① 地盤の変形 護岸、高盛土の全体系が崩壊 するような変形を許容しない	
誘導路	① 地盤が液状化する場合**2 a) 地盤の変形 ・航空法施行規則第79条第1 項第3号に規定する最大縦 断勾配及び最大横断勾配 ・部分的な勾配について地盤 面の如理の最大勾配**3まで の変形を許力 (過剰間除水圧の消散によ る)必要を及ぼさない程度の 間除水圧比の経時変化 ② 短期間で復旧可能な程度の ひび割れ	① 地盤が液状化する場合**2 a) 地盤の変形 緊急物資輸送に使用する必要 な誘導路にでて、 ・航空法施行規則する場合を関する場合では現別でででででは、 が一般を関する場合では、 が一般を関するがでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		

備考

空港土木施設耐震設計要領(現行)	空港土木施設設計要領(耐震設計編)	備考
①地盤が液状化する場合*2 a)地盤の変形 ・最大勾配が 1%以下 ・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の最大勾配*3までの変形を許容する b)地盤の支持力 (過剰間隙水圧の消散には、多)必要な地盤の支持力の確保に影響を及ぼさない程度の間隙水圧比の経時変化 ②短期間で復旧可能な程度のひび割れ ②地盤が液状化する場合*2 a)地盤の変形 ・動地盤の変形 ・最大勾配が 1%以下 ・部分的な勾配については、舗装面のすり付け及び地盤面の処理の最大勾配*3までの変形を許容する b)地盤の支持力 (過剰間隙水圧の消散による)必要な地盤の支持力による)必要な地盤の支持力の確保に影響を及ぼさない程度の間隙水圧比の経時変化 ②地離間で復旧可能な程度の間隙水圧の消散による)必要な地盤の支持力が確保に影響を及ぼさない程度の間隙水圧比の経時変化 ②比較的短期間で復旧可能な 程度の間隙水圧比の経時変化 ③連門で復旧可能な程度の間隙水圧比の経費を及ぼさない程度の間隙水圧比の経験の変形 ・部分的な勾配については、舗装面のサり付け及び地盤を許容する がい程度の間隙水圧の消散による)必要な地盤の支持力に過剰間隙水圧の消散による)必要な地盤の支持力に過剰間隙水圧の消散による)が要なした。影響を及ぼさない程度の間隙水圧比の経時変化 過走帯 着陸帯 滑走路端安全区域 誘導路帯	① 地盤が液状化する場合**2 a) 地盤の変形 ・最大勾配が 1%以下 ・部分的な勾配については、 舗装面のすり付け及び地盤 面の処理の最大勾配**3まで の変形を許容する b) 地盤の支持力 に (過剰間除水圧の消散によ ン る) 必要な地盤の支持力の確保に影響を及ぼさない程度の間除水圧比の経時変化 ② 短期間で復旧可能な程度のひび割れ ② 定期間で復旧可能な程度のひび割れ ① 地盤が液状化する場合**2 a) 地盤の変形 輸送機の駐機エリア及び誘導 路へ連絡する経路については、 舗装面のすり付け及び地盤 面の処理の最大勾配**3まで の変形を許容する b) 地盤の支持力 の変形を許容する b) 地盤の支持力の確保に影響を及ぼさない程度の間除水圧の消散による)必要な地盤の支持力の確保に影響を及ぼさない程度の間除水圧の経時変化 ② 短期間で復旧可能な程度の 間除水圧の経時変化 ② 上較的短期間で復旧可能な程度の間除水圧の経時変化 ③ 上較的短期間で復旧可能な程度の間除水圧の経時変化 ③ 上較的短期間で復旧可能な 程度の間除水圧比の経時変化 ③ 大致的定期間で復旧可能な 程度の間除水圧比の経時変化 ⑤ 上較的短期間で復日可能な 程度の間除水圧比の経時変化 ⑥ 上較的短期間で復日可能な 程度の間除水圧比の経時変化	
(イ) 当該施設が地下構造物の場合、 a)構造物の浮上りや損傷に影響を与える地盤の液状化は許容しない b)びびわれ割れの修復等短期間で補修できる程度の損傷 ロ) 当該施設が橋梁の場合。 a)速やかに機能を回復できる程度の限定的な損傷 飛行場標識施設 ※1 旅客輸送に使用する機材の離着陸に必要な滑走路長は、通常全長である。しかし、耐震性能を向上する場合にあっては、地震災害時の滑走路運用方法や対策費用を検討し決定することが望ましい場合もある。護岸・高盛土を含む場合には、地盤が液状化しない場合においても a)の照査を行う必要がある。 ※2 地盤が液状化しなければ、レベル 2 地震動が作用しても、地盤上の舗装に勾配や段差等が発生する可能性は少ないことが、例えば、「1993 年釧路沖地震港湾施設被害報告」「17) などに示されている。 ※3 航空保安業務処理規程 第 10 制限区域内工事実施規程 IV工事実施要領 (3)工事期間中における舗装面のすり付け及び地盤面の処理に示されている。 注)表中の勾配は地震後の勾配を意味している。	※1 旅客輸送に使用する機材の離着陸に必要な滑走路長は、通常全長である。しかし、耐震性能を向上する場合にあっては、地震災害時の滑走路運用方法や対策費用を検討し決定することが望ましい場合もある。護岸・高盛土を含む場合には、地盤が被状化しない場合においても a)の照査を行う必要がある。 ※2 地盤が被状化しなければ、レベル二地震動が作用しても、地盤上の舗装に勾配や段差等が発生する可能性は少ないことが、例えば、「1993 年釧路沖地震港湾施設被害報告」「Pなどに示されている。 第18限区域内工事実施指針 IV工事実施要領 1一般 (3)工事期間中における舗装面のすり付け及び地盤面の処理」に示されている。 注) 表中の勾配は地震後の勾配を意味している。	

表-3.4 レベル2地震動に対する付帯施設および空港用地の認	受計限界値の
--------------------------------	--------

	表-3.4 レベ	ル2地震動に対する付帯施設およ		
1.7	⇒n.	大規模地震発生後に必要とされる輸送形態		
施	設	旅客輸送緊急	翼機による 息物資輸送	回転翼機による 緊急物資輸送
道路・駐車場		イ) 当該施設が地下構造物の場 a)構造物の浮上りや損傷に影 b)人命、財産または社会的経 ある場合には、ひび割れの修 c)上記以外の地下道について ない程度の損傷 ロ) 当該施設が橋梁の場合、 a)人命、財産または社会的経 ある場合(B 種の橋相当)に 程度の限定的な損傷 b)上記以外の橋梁(A 種の橋 な影響を及ぼさない程度の損	響を与える地 経済活動に重大 変復等短期間で は、構造の安 経済活動に重大 とついては、速 番相当)につい	な影響を及ぼすおそれの 補修できる程度の損傷 定に重大な影響を及ぼさ な影響を及ぼすおそれの 気やかに機能を回復できる
	ボック	①構造物の浮上りや損傷に影響		_
	スカル	盤の液状化は許容しない		
	バート	②構造部材の応答が保有断面面	力以下	
	7, 1,	┃ ┃①構造物の浮上りや損傷に影響		-
	剛性	盤の液状化は許容しない	音で 子ん る地	
	管渠	②構造部材の応答が保有断面配	力以下 継毛	
	日光	部の変形は、水密性保持が可能		
		①構造物の浮上りや損傷に影響		
排水	とう性	盤の液状化は許容しない		
施設	管渠	②構造部材の応答が保有断面耐	力以下。継手	
旭臤		部の変形は、水密性保持が可能		
		①構造物の浮上りや損傷に影響	撃を与える地	
	マンホ	盤の液状化は許容しない		
		②構造部材の応答が保有断面耐	力以下。管渠	
	ール	との接続部の変形は、水密性保	時が可能な範	
		囲内		
		①地盤の液状化は許容する		
	調節池	②調節池の機能を速やかに補値	多できる程度	
		の損傷や変形		
#	同溝	①構造物の浮上りや損傷に影響		
	1. 3113	②ひび割れの修復等短期間で補	修できる程度	の損傷 T
		①構造物の浮上りや損傷に影響の変性化は熱変しない。	¥を与える地	_
消防才	k利施設	盤の液状化は許容しない ②ひび割れの修復等短期間で	まゆったフロ	
		色の付傷	用修じさる住	
相	E +m	及り損易		
易	周柵	- イ) ブラストフェンスの倒壊が		与る担合
ブラスト	トフェンス	イ) ノノストノエンスの倒壊// a)倒壊を許容しない	八叩に影響を	サんの場合、
		イ)ILS 等の設置位置では、		①護岸、高盛土の全体系
		a)地盤の液状化を許容しない		ひ護序、同盤工の主体形 が崩壊するような変形
		b)短期間で ILS を補修できる		を許容しない
航空保罗	是施設用地	ロ) ILS 等の設置位置以外*1で		
		a)地盤の液状化は許容する	191	
		b)短期間で整地できる程度の	変形	
その他空		①護岸、高盛土の全体系が崩壊		<u>.</u> 形を許容しない ^{※2}
المارة والمالة	, = // H// H//	イ)人命、財産に重大な影響を		
		のある場合、構造の安定に重大		
進入	灯橋梁	いめる場合、特定の女だに重べ さない程度の損傷**3	の必言で込は	
/E/\	/·1 IIN/T	口)空港の機能確保が必要で、	その機能確保	
		に進入灯が必要な場合、短期間		
			/ 三ラット こらり	1

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

表-3.4 レベル二地震動に対するその他の施設の設計限界値の例

	表−3.	4 レベルニ地震動に対す	するその他の施設の設計	ト限界値の例
		大規模均	地震発生後に必要とされる輔	俞送形態
施設		固定翼機による	固定翼機による	回転翼機による
		旅客輸送	緊急物資輸送	緊急物資輸送
		イ)当該施設が地下構造物	の場合、	
		a) 構造物の浮上りや損傷	Fに影響を与える地盤の液状	化は許容しない
GSE	通行帯等	b) ひび割れの修復等短期	間で補修できる程度の損傷	
		ロ)当該施設が橋梁の場合	.	
		a) 速やかに機能を回復で	きる程度の限定的な損傷	
		イ)当該施設が地下構造物		
		a) 構造物の浮上りや損傷	焉に影響を与える地盤の液状	化は許容しない
				ぼすおそれのある場合には、
			間で補修できる程度の損傷	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	oいては、構造の安定に重大	な影響を及ぼさない程度の
道路	・駐車場	損傷		
		ロ) 当該施設が橋梁の場合		
			加経済活動に重大な影響を及	
			は、速やかに機能を回復で	
		,	重の橋相当) については、構	造の安定に重大な影響を及
	T	ぼさない程度の損傷	TAKEN I S - III AR. MAIL	
	ボックス	① 構造物の浮上りや損傷	に影響を与える地盤の液状	
	カルバート	化は許容しない		
		② 構造部材の応答が保有		-
		① 構造物の浮上りや損傷	に影響を与える地盤の液状	
	剛性管渠	化は許容しない	ドナコナリナ かておっさ	
			断面耐力以下。継手部の変	
		形は、水密性保持が可		-
+HJ.		① 構造物の浮上りや損傷	に影響を与える地盤の液状	
排水 施設	とう性管渠	化は許容しない ② 構造部材の応答が保有	断面耐力以下。継手部の変	_
旭钗		形は、水密性保持が可		
		① 構造物の浮上りや損傷		1
		化は許容しない	に影音で子んる地盆の似仏	
	マンホール		断面耐力以下。管渠との接	
		続部の変形は、水密性		
		① 地盤の液状化は許容す		1
	調節池	②調節池の機能を速やか		
	四十八八十二	変形	に冊多くでも住及り景勝へ	
		2.47.17	 に影響を与える地盤の液状化	とは許容しない
j	共同溝	0	間で補修できる程度の損傷	
			に影響を与える地盤の液状	
消防	i水利施設	化は許容しない	· // E C V / C C · C · III · I/V / V	_
1141/27/17 17/21/2			間で補修できる程度の損傷	
	湯周柵		_	1
‡	イ)ブラストフェンスの倒壊が人命に影響を与え		壊が人命に影響を与える場合	\$.
		' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	200 y 10 pr // // // // // // // // // // // // //	- `
	トフェンス	a) 倒壊を許容しない		
ブラス		a) 倒壊を許容しない ① 護岸、高盛土の全体系	 が崩壊するような変形を許タ	容しない <mark>*1</mark>
ブラス	トフェンス 造物・護岸	*	が崩壊するような変形を許る 響を及ぼすおそれのある場	容しない ^{*1}
ブラス		① 護岸、高盛土の全体系 イ)人命、財産に重大な影	響を及ぼすおそれのある場	容しない ^{*1}
ブラス	告物・護岸	① 護岸、高盛土の全体系 イ)人命、財産に重大な影		容しない ^{*1} -
ブラス		① 護岸、高盛土の全体系 イ)人命、財産に重大な影 合、構造の安定に重大	響を及ぼすおそれのある場 な影響を及ぼさない程度の	容しない ^{*1} -

備考

用語の変更.

GSE 通行帯等は「その他の施設」となるため、前表から移動.

施設設計編において対象外としている 航空保安施設用地を削除し「その他空 港施設用地」を「土構造物・護岸」に 変更.

程度の損傷※3

- ※1 ILS 設置位置周辺の地盤の変形によって ILS が倒壊・傾斜する可能性がある場合は、周辺の地盤に対しても短期間で ILS を修復できる程度の変形にとどめる必要がある。
- ※2 その他空港施設用地のうち、燃料供給施設用地を設置している地盤等、当該用地に整備する施設が特に重要である場合は、地盤の液状化を許容しないことや地盤の変形を短期間で補修できる程度にとどめる必要がある。
- ※3 イ) 及びロ) の場合、落橋防止システムの設置は有効である。

3.3 地震動

地震動としてレベル1およびレベル2地震動の2段階の地震動を設定するものとする。

- (1) 耐震設計に用いる地震動は、震源特性、伝播経路特性およびサイト特性などを踏まえて、 工学的基盤面における時刻歴波形として適切に設定するものとする。
- (2) 地震の評価方法については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」³⁾を参考とすることができる。

3.3.1 レベル1地震動

レベル1地震動は、地震動の実測値をもとに、震源特性、伝播経路特性、サイト特性を考慮して、確率論的時刻歴波形を適切に設定するものとする。

- (1) 想定地震に対する地震動評価に統計的グリーン (G.Green) 関数法を用いる場合、サイト 増幅特性としては、対象空港で得られた地震観測記録から推定されるサイト増幅特性を用いることが望ましい。
- (2) 対象とする空港で地震観測記録が得られていない場合には、まず、近傍(空港から 2km 以内) の観測点におけるサイト増幅特性を利用できないか検討する必要がある。それが出来ない場合には、対象空港で短期間の地震観測を行い、サイト増幅特性を評価することが望ましい。
- (3) 当該空港において十分な地震観測期間が取れない場合には、周辺の観測点におけるサイト 増幅特性から、経験的な関係を利用して対象空港でのサイト増幅特性を推定することができる。ただし、その場合の地震動の評価精度は地震観測に基づく場合と比較して大きく低下することに注意する必要がある。
- (4) 地盤の応答加速度は、適切な地盤モデルを用いた地盤の応答解析により求めることができる。震度法等の静的解析手法を用いて設計応答値を算出する場合、検討に用いる震度は、対象施設の構造形式、基礎地盤の特性、地震規模等を考慮して、適切に設定する必要がある。これらの方法として、「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」5)では、加速度応答スペクトルを重力加速度で除する設計水平震度の算出方法が示されており、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」3)では、地盤の加速度を重力加速度で除する水平震度の算出方法が示されている。個々の空港土木施設に対する震度について充分な知見が得られていないため、関連する基準等を参考に適切に設定するものとする。

3.3.2 レベル 2 地震動

レベル 2 地震動は、地震動の実測値、想定される地震の震源パラメータ等をもとに、震源特性、伝播経路特性およびサイト特性を考慮して、時刻歴波形を適切に設定するものとする。

- (1) レベル 2 地震動は、過去の地震に関する情報を総合的に考慮し、以下に示す地震動の中で対象空港に最大級の強さの地震動をもたらしうる地震を選定するものとする。
 - (a) 過去に大きな地震をもたらした地震の再来
 - (b) 活断層の活動による地震
 - (c) 地震学的あるいは地質学的観点から発生が懸念されるその他の地震
 - (d) 中央防災会議や地震調査研究推進本部など国の機関の想定地震
 - (e) 地域防災計画の想定地震
 - (f) M6.5 の直下地震
- (2) レベル 2 地震動の設定に用いる地震動の実測値は、対象施設の構造形式、基礎地盤の特性等

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

*1 土構造物・護岸のうち、燃料供給施設用地を設置している地盤等、当該用地に整備する施設が特に重要である場合は、地盤の液状化を許容しないことや地盤の変形を短期間で補修できる程度にとどめる必要がある。

※2 イ)及びロ)の場合、落橋防止システムの設置は有効である。

3.3 地震動

地震動としてレベル一及びレベル二地震動の2段階の地震動を設定するものとする。

- (1) 耐震設計に用いる地震動は、震源特性、伝播経路特性及びサイト特性などを踏まえて、工学 的基盤面における時刻歴波形として適切に設定するものとする。
- (2) 地震の評価方法については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」³⁾を参考とすることができる。

3.3.1 レベルー地震動

レベルー地震動は、地震動の実測値をもとに、震源特性、伝播経路特性、サイト特性を考慮して、確率論的時刻歴波形を適切に設定するものとする。

- (1) 想定地震に対する地震動評価に統計的グリーン (G.Green) 関数法を用いる場合、サイト増幅 特性としては、対象空港で得られた地震観測記録から推定されるサイト増幅特性を用いることが望ましい。
- (2) 対象とする空港で地震観測記録が得られていない場合には、まず、近傍(空港から 2km 以内) の観測点におけるサイト増幅特性を利用できないか検討する必要がある。それが出来ない場合には、対象空港で短期間の地震観測を行い、サイト増幅特性を評価することが望ましい。
- (3) 当該空港において十分な地震観測期間が取れない場合には、周辺の観測点におけるサイト増幅特性から、経験的な関係を利用して対象空港でのサイト増幅特性を推定することができる。ただし、その場合の地震動の評価精度は地震観測に基づく場合と比較して大きく低下することに注意する必要がある。
- (4) 地盤の応答加速度は、適切な地盤モデルを用いた地盤の応答解析により求めることができる。 震度法等の静的解析手法を用いて設計応答値を算出する場合、検討に用いる震度は、対象施 設の構造形式、基礎地盤の特性、地震規模等を考慮して、適切に設定する必要がある。これ らの方法として、「道路橋示方書・同解説 V耐震設計編」50では、加速度応答スペクトルを 重力加速度で除する設計水平震度の算出方法が示されており、「港湾の施設の技術上の基準・ 同解説」30では、地盤の加速度を重力加速度で除する水平震度の算出方法が示されている。個々 の空港土木施設に対する震度について充分な知見が得られていないため、関連する基準等を 参考に適切に設定するものとする。

3.3.2 レベル二地震動

レベル二地震動は、地震動の実測値、想定される地震の震源パラメータ等をもとに、震源特性、伝播経路特性及びサイト特性を考慮して、時刻歴波形を適切に設定するものとする。

- (1) レベル二地震動は、過去の地震に関する情報を総合的に考慮し、以下に示す地震動の中で対象空港に最大級の強さの地震動をもたらしうる地震を選定するものとする。
 - (a) 過去に大きな地震をもたらした地震の再来
 - (b) 活断層の活動による地震
 - (c) 地震学的あるいは地質学的観点から発生が懸念されるその他の地震
 - (d) 中央防災会議や地震調査研究推進本部など国の機関の想定地震
 - (e) 地域防災計画の想定地震
 - (f) M6.5 の直下地震
- (2) レベル二地震動の設定に用いる地震動の実測値は、対象施設の構造形式、基礎地盤の特性等

施設設計編において対象外としている 航空保安施設用地を削除し「その他空 港施設用地」を「土構造物・護岸」に

変更.

考

を考慮して、適切に観測機器を設置して観測する必要がある。

3.4 液状化の予測・判定

地盤の液状化の予測および判定は、一般に以下により行うこととしている。

- (1) 地盤が緩く詰まった飽和砂質土等の場合においては、地盤が液状化するか否かの予測および判定を行うこと。
- (2) 地盤が液状化するか否かの予測および判定は、粒度と標準貫入試験値または繰返し三軸 試験を用いる等適切な方法によって行うこと。
- (1) 液状化の予測・判定の対象とする土層は地表面(海面下では海底面)から深さ 20m 以浅とすることができる。ただし、20m 以深でもその層で液状化が発生した場合に構造物に重大な損傷が生じると判断される場合や、明らかに上部 20m 以浅の土層と連続する層であると判断される場合には、これらの層も含めて液状化の予測・判定を行う必要がある。
- (2) 液状化の予測・判定法には、粒度とN値による方法と繰返し三軸試験結果を用いる方法の2種類がある。粒度とN値による方法は簡易な方法で一般的に使用できるが、これによる予測・判定が困難な場合、より詳細な方法である繰返し三軸試験結果を用いるのが一般的であり、これら方法については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」および「埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)」4)を参考とすることができる。
- (3) レベル1 地震動に対する地盤の液状化の検討においては、液状化が生じると予測・判定された場合には、液状化による構造物に及ぼす影響を勘案するとともに、対象施設の周辺状況等を考慮し、必要となる地盤の液状化対策を実施するものとする。
- (4) レベル 2 地震動に対する地盤の液状化の検討においては、対象施設の周辺の施設の状況等を 考慮した総合的な検討に基づき、液状化対策の手法および実施の必要性について判断するも のとする。

3.5 土圧

地震時に考慮すべき土圧は、地盤特性や構造の種類等を考慮して、適切に設定するものとする。

- (1) 地震時に考慮すべき土圧は、地盤特性や構造物の種類等に応じた適切な土圧算定式により設定する必要がある。土圧の算定に必要な水平震度の設定は、本要領「3.3.1 レベル1 地震動」を参照することができる。
- (2) 護岸等の港湾構造物に対する地震時土圧の算定は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」 3) 参考とすることができる。
- (3) 護岸等の港湾構造物に対する見掛けの震度の算定は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」 3) を参考とすることができる。

3.6 設計応答値

空港土木施設の地震時の設計応答値は、一般に、施設の構造形式、基礎地盤の特性、地震規模等を考慮して、適切な解析手法を用いて算出することとしている。

- (1) 空港土木施設の耐震解析手法には、主に、地盤または地中構造物を対象とした動的解析法、 および地盤構造物、地中構造物の相互作用を対象とした応答変位法があり、施設の特性や、 想定される状況に応じ、表-3.5 を参考とすることができる。
- (2) 地盤の耐震解析手法は、せん断ひずみが 0.5~1%程度以下と想定される場合には等価線形解析法が、また、地盤が軟弱な場合や地震動レベルが大きく、地盤内のせん断ひずみが 1%を超える可能性もあると想定される場合には、非線形有効応力地震応答解析法の適用性があるとされている。地盤の耐震解析法の種類を付録-1 に示す。
- (3) 構造形式が一般的な橋梁等の耐震解析を行う場合、1 自由度系としてモデル化して良いが、 高さのある構造物、規模の大きい構造物あるいは複雑な形状を有する構造物等は、多自由度 系としてモデル化を行うのが望ましい。構造物の耐震解析法の種類を付録-2 に示す。また、

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

を考慮して、適切に観測機器を設置して観測する必要がある。

3.4 液状化の予測・判定

地盤の液状化の予測及び判定は、一般に以下により行うものとする。

- (1) 地盤が緩く詰まった飽和砂質土等の場合においては、地盤が液状化するか否かの予測及び判定を行うこと。
- (2) 地盤が液状化するか否かの予測及び判定は、粒度と標準貫入試験値又は繰返し三軸試験 を用いる等適切な方法によって行うこと。
- (1) 液状化の予測・判定の対象とする土層は地表面(海面下では海底面)から深さ 20m 以浅とすることができる。ただし、20m 以深でもその層で液状化が発生した場合に構造物に重大な損傷が生じると判断される場合や、明らかに上部 20m 以浅の土層と連続する層であると判断される場合には、これらの層も含めて液状化の予測・判定を行うことを標準とする。
- (2) 液状化の予測・判定法には、粒度と N 値による方法と繰返し三軸試験結果を用いる方法の 2 種類がある。粒度と N 値による方法は簡易な方法で一般的に使用できるが、これによる予測・判定が困難な場合、より詳細な方法である繰返し三軸試験結果を用いるのが一般的であり、これら方法については、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」³⁾及び「埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)」⁴⁾を参考とすることができる。
- (3) レベルー地震動に対する地盤の液状化の検討においては、液状化が生じると予測・判定された場合には、液状化による構造物に及ぼす影響を勘案するとともに、対象施設の周辺状況等を考慮し、必要となる地盤の液状化対策を実施するものとする。
- (4) レベル二地震動に対する地盤の液状化の検討においては、対象施設の周辺の施設の状況等を 考慮した総合的な検討に基づき、液状化対策の手法及び実施の必要性について判断するもの とする。

3.5 土圧

地震時に考慮すべき土圧は、地盤特性や構造の種類等を考慮して、適切に設定するものとする。

- (1) 地震時に考慮すべき土圧は、地盤特性や構造物の種類等に応じた適切な土圧算定式により設定する必要がある。土圧の算定に必要な水平震度の設定は、3.3.1を参照することができる。
- (2) 護岸等の港湾構造物に対する地震時土圧の算定は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」³⁾ 参考とすることができる。
- (3) 護岸等の港湾構造物に対する見掛けの震度の算定は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」 3)を参考とすることができる。

3.6 設計応答値

空港土木施設の地震時の設計応答値は、一般に、施設の構造形式、基礎地盤の特性、地震 規模等を考慮して、適切な解析手法を用いて算出するものとする。

- (1) 空港土木施設の耐震解析手法には、主に、地盤<mark>又は</mark>地中構造物を対象とした動的解析法、<mark>及び地盤構造物、地中構造物</mark>の相互作用を対象とした応答変位法があり、施設の特性や、想定される状況に応じ、**表-3.5** を参考とすることができる。
- (2) 地盤の耐震解析手法は、せん断ひずみが 0.5~1%程度以下と想定される場合には等価線形解析 法が、また、地盤が軟弱な場合や地震動レベルが大きく、地盤内のせん断ひずみが 1%を超え る可能性もあると想定される場合には、非線形有効応力地震応答解析法の適用性があるとさ れている。地盤の耐震解析法の種類を**付録-1** に示す。
- (3) 構造形式が一般的な橋梁等の耐震解析を行う場合、1 自由度系としてモデル化して良いが、高 さのある構造物、規模の大きい構造物あるいは複雑な形状を有する構造物等は、多自由度系 としてモデル化を行うのが望ましい。構造物の耐震解析法の種類を**付録-2** に示す。また、二

文末の変更.

備考

文末の変更.

文末の変更.

二次元地盤の等価線形解析と舗装構造の弾性解析を組み合わせた解析法を付録-3に示す。

表-3.5 耐震解析手法の例

	表-3.5 刪農解析手法の物	7 ']
対象施設	レベル1地震動	レベル2地震動
地盤	<通常の地盤>	•動的解析法(非線形有効応力
(滑走路、誘導	• 等価線形解析法	地震応答解析法)
路、エプロン、過	<軟弱な地盤>	
走带、着陸帯、滑	•動的解析法(非線形有効応力地	
走路端安全区域、	震応答解析法)	
誘導路帯)		
一般構造物	•動的解析法(線形時刻歷応答解	<橋梁等・坑土圧構造物>
(GSE 通行带、道	析法)	•動的解析法(非線形有効応力
路・駐車場、排水	・応答スペクトル法	地震応答解析法)
施設、共同溝、消	• 応答変位法	地震時保有水平耐力法
防水利施設、場周	• 震度法 ^{※1}	<基礎構造物・地下構造物>
柵、ブラストフェ		・応答変位法
ンス、進入灯橋		・静的 2 次元 FEM 解析法
梁)		•動的解析法(非線形有効応力
		地震応答解析法)
土構造物	・震度法※1 (円弧すべり解析)	・ニューマーク法
(高盛土(航空保		•動的解析法(非線形有効応力
安施設用地、その		地震応答解析法)
他空港施設用		
地)、調節池(排		
水施設))		

※1 地盤が液状化する場合震度法を用いてはならない.

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

次元地盤の等価線形解析と舗装構造の弾性解析を組み合わせた解析法を**付録-3**に示す。

表-3.5 耐震解析手法の例

対象施設	レベルー地震動	レベル二地震動		
地盤	<通常の地盤>	·動的解析法(非線形有効応力地		
(滑走路、誘導路、エプロン、過	· 等価線形解析法	震応答解析法)		
走带、着陸带、滑走路端安全区域、	<軟弱な地盤>			
誘導路帯)	·動的解析法(非線形有効応力地			
	震応答解析法)			
一般構造物	•動的解析法(線形時刻歷応答解	<橋梁等・坑土圧構造物>		
(GSE 通行帯、道路・駐車場、排	析法)	·動的解析法(非線形有効応力地		
水施設、共同溝、消防水利施設、	・応答スペクトル法	震応答解析法)		
場周柵、ブラストフェンス、進入	・応答変位法	・地震時保有水平耐力法		
灯橋梁)	・震度法 ^{※1}	<基礎構造物・地下構造物>		
		・応答変位法		
		・静的 2 次元 FEM 解析法		
		·動的解析法(非線形有効応力地		
		震応答解析法)		
土構造物	・震度法*1 (円弧すべり解析)	・ニューマーク法		
(高盛土、調節池(排水施設))		·動的解析法(非線形有効応力地		
・護岸		震応答解析法)		
(4) は何の学者はないないともは、「日本は、本日、、、一ついたさん、				

※1 地盤が液状化する場合震度法を用いてはならない.

「航空保安施設用地」「その他空港施設用地」を削除し「土構造物」を「土構造物・護岸」に変更.

備考

第4章 液状化対策

4.1 総説

液状化対策として地盤改良を行う場合には、基礎地盤の特性、施設の特性、施工性、経済性等を考慮して、適切な方法を選定するものとする。

(1) 一般的な液状化対策工法としては**表-4.1** のようなものがあるが、空港土木施設の液状化対策は、施設を供用しつつ実施しなければならない場合が多く、空港運用に支障が生じない方法を選定する必要がある。なお、液状化対策の具体的な工法を付録-4 に示す。

表-4.1 一般的な地盤改良工法

衣-4.1 一般的な地盤以及工法				
工法	原理	概 要		
密度増大工法	密度の増大	地盤の密度を増加し、地盤の液状化強度を増大 させる		
固結工法	固結	地盤改良等により土粒子骨格を安定させること により、液状化強度を増大させる		
置換工法	粒度の改良	地盤を液状化しにくい粒度の材料に置き換え、 液状化強度を増大させる		
地下水位低下工法	飽和度の低下	地盤の飽和度を低下させて液状化しない地盤と する		
密度增大工法 地下水位低下工法	有効応力の増大	せん断応力の初期有効応力に対する比を低下さ せる		
間隙水圧消散工法	間隙水圧の抑 制・消散	地震時に発生する過剰間隙水圧を速やかに消散 させる		
間隙水圧消散工法 せん断変形抑制工法	間隙水圧の遮断	周辺からの間隙水圧の伝播を遮断する		
密度増大工法 せん断変形抑制工法	せん断変形の抑 制	地震動によって生じるせん断変形を小さくする		

4.2 対策範囲

液状化対策範囲は、対象施設の構造形式や地震発生時に求められる性能、基礎地盤の特性、 対策工法等を考慮して、適切に設定する必要がある。

(1) 滑走路や誘導路に関しては、地震発生時に機能を確保できるような範囲を対策する必要がある。また、エプロンに関しては、その空港が地震後に求められる性能を確保するために必要な駐機スペースを確保できるような範囲を対策する必要がある。

4.3 対策レベル

液状化対策のレベルは、対象施設の構造形式や地震発生時に求められる性能、基礎地盤の特性、対策工法等を考慮して、適切に設定する必要がある。

(1) 液状化対策レベルは、工法によって改良率、改良厚が異なるため、工法に応じた耐震解析手法により、適切に設定する必要がある。なお、液状化対策のレベルについて実物大液状化実験で得られた知見を付録-5に示す。

4.4 液状化対策の照査

液状化対策の照査は、対象施設の構造形式、基礎地盤の特性、対策工法、地震規模等を考慮して、適切に実施するものとする。

(1) 液状化対策の照査は、動的解析法によって行うことができる。このとき、対策後の地盤定数は適切に設定する必要があり、表-4.2 を参考とすることができる。

空港土木施設設計要領 (耐震設計編)

第4章 液状化対策

4.1 総説

液状化対策として地盤改良を行う場合には、基礎地盤の特性、施設の特性、施工性、経済性等を考慮して、適切な方法を選定するものとする。

(1) 一般的な液状化対策工法としては表-4.1 のようなものがあるが、空港土木施設の液状化対策は、施設を供用しつつ実施しなければならない場合が多く、空港運用に支障が生じない方法を選定する必要がある。なお、液状化対策の具体的な工法を付録-4に示す。

表-4.1 一般的な地盤改良工法

女 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
工法	原理	概要		
密度増大工法	密度の増大	地盤の密度を増加し、地盤の液状化強度を増大 させる		
固結工法	固結	地盤改良等により土粒子骨格を安定させるこ とにより、液状化強度を増大させる		
置換工法	粒度の改良	地盤を液状化しにくい粒度の材料に置き換え、 液状化強度を増大させる		
地下水位低下工法	飽和度の低下	地盤の飽和度を低下させて液状化しない地盤 とする		
密度増大工法	有効応力の	せん断応力の初期有効応力に対する比を低下		
地下水位低下工法	増大	させる		
間隙水圧消散工法	間隙水圧の 抑制・消散	地震時に発生する過剰間隙水圧を速やかに消 散させる		
間隙水圧消散工法 せん断変形抑制工法	間隙水圧の 遮断	周辺からの間隙水圧の伝播を遮断する		
密度増大工法	せん断変形の	地震動によって生じるせん断変形を小さくす		
せん断変形抑制工法	抑制	<u>る</u>		

4.2 対策範囲

液状化対策範囲は、対象施設の構造形式や地震発生時に求められる性能、基礎地盤の特性、対策工法等を考慮して、適切に設定するものとする。

(1) 滑走路や誘導路に関しては、地震発生時に機能を確保できるような範囲を対策する必要がある。また、エプロンに関しては、その空港が地震後に求められる性能を確保するために必要な駐機スペースを確保できるような範囲を対策する必要がある。

4.3 対策レベル

液状化対策のレベルは、対象施設の構造形式や地震発生時に求められる性能、基礎地盤の特性、対策工法等を考慮して、適切に設定するものとする。

(1) 液状化対策レベルは、工法によって改良率、改良厚が異なるため、工法に応じた耐震解析手法により、適切に設定する必要がある。なお、液状化対策のレベルについて実物大液状化実験で得られた知見を**付録-5**に示す。

4.4 液状化対策の照査

液状化対策の照査は、対象施設の構造形式、基礎地盤の特性、対策工法、地震規模等を考慮して、適切に実施するものとする。

(1) 液状化対策の照査は、動的解析法によって行うことができる。このとき、対策後の地盤定数は適切に設定する必要があり、表-4.2 を参考とすることができる。

文末の変更.

備考

文末の変更.

	空港	上木施設耐震設計要領(現行)		空港土	木施設設計要領 (耐震設計編)	備考
表-4.2 対策後の地盤定数の設定方法例				表-4.2 対策後の地盤定数の設定方法例		
	工 法	地盤定数の設定方法		工法	地盤定数の設定方法	
密	度増大工法	対策範囲の密度の上昇に合うように液状化強度を大きく設定する。		密度増大工法	対策範囲の密度の上昇に合うように液状化強度を大きく設定す る。	
固	結工法	対策範囲を固化させるため、非液状化地盤として設定する。また、 設計基準強度等を用いて弾性体として設定することもできる。		固結工法	対策範囲を固化させるため、非液状化地盤として設定する。また、 設計基準強度等を用いて弾性体として設定することもできる。	
置		対策範囲について、置換材料の液状化特性を適切に評価して設定する。		置換工法	対策範囲について、置換材料の液状化特性を適切に評価して設定する。	
+1/1		対策範囲の地下水位を低下させ、非液状化地盤として設定する。		地下水位低下工法	対策範囲の地下水位を低下させ、非液状化地盤として設定する。	
	下水位区 工公 隙水圧消散工法	対象範囲で過剰間隙水圧の上昇を抑制するよう液状化特性を適切		間隙水圧消散工法	対象範囲で過剰間隙水圧の上昇を抑制するよう液状化特性を適 切に評価して設定する。	
le)	冰小工情放工位	に評価して設定する。		せん断変形抑制工法	対策工の剛性を適切に評価し、弾性体として設定する。	
せ	ん断変形抑制工法	対策工の剛性を適切に評価し、弾性体として設定する。				
		参考文献			参考文献	
1)	国工大语少 桩亦且	(2008):空港土木施設の設置基準解説	1)	团工大场少岭亦已(2	019): 陸上空港の施設の設置基準と解説	
1) 2)		(2008):空港土木施設構造設計要領	1) 2)	,	019):陸上空港の施設の設置基準と解説 019):空港土木施設設計要領(構造設計編)	
3)		会(2007) :港湾の施設の技術上の基準・同解説	3)		会(2018) : 港湾の施設の技術上の基準・同解説	
4)		伝(2007) ・福海の施設の投州工の基準・同暦記 術研究センター(1997):埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)	4)		研究センター(1997):埋立地の液状化対策ハンドブック(改訂版)	
5)		会(2002): 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編	5)		会(2017): 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編	
6)		306):トンネル標準示方書 開削工法・同解説	6)		会(2017): 過路間外分音 「同解説 Vim 展談日帰 016): トンネル標準示方書 [開削工法編] ・同解説	
7)	,	007): コンクリート標準示方書 設計編	7)	,	016): コンクリート標準示方書 設計編	
8)	,	会(1999): 道路土工 擁壁工指針	8)	· ·	会(<u>2012</u>): 道路土工 擁壁工指針	
9)		会(1999): 道路土工 カルバート工指針	9)		会(2010): 道路土工 カルバート工指針	
10)		会(1992): 駐車場設計・施工指針 同解説	10)		会(1992): 駐車場設計・施工指針 同解説	
11)		協会(1997):下水道施設の耐震対策指針と解説	11)		協会(2014): 下水道施設の耐震対策指針と解説	
12)		会(1997): 水道施設耐震工法指針・解説	12)		会(2009): 水道施設耐震工法指針・解説	
13)		会(1998):河川砂防技術基準(案)同解説	13)		会(1998):河川砂防技術基準(案)同解説	
14)		会(1986): 共同溝設計指針	14)		会(1986): 共同溝設計指針	
15)		術研究所(1999):鉄道構造物等設計標準・同解説 耐震設計	15)		術研究所(2012):鉄道構造物等設計標準・同解説 耐震設計	
16)	(社) 日本道路協会	会(1999):道路土工 のり面工・斜面安定工指針	16)	(<mark>公社</mark>)日本道路協	会(<u>2009</u>): 道路土工 切土工・斜面安定工指針	
17)	上田茂・稲富隆昌	・上部達生・井合進・風間基樹・松永康男・藤本健幸・菊池喜昭・宮井	17)	上田茂・稲富隆昌・	上部達生・井合進・風間基樹・松永康男・藤本健幸・菊池喜昭・宮井	
	真一郎・関口信一 料 No.766	郎・藤本義則(1993): 1993 年釧路沖地震港湾施設被害報告, 港湾技研資		真一郎・関口信一郎 料 No.766	3・藤本義則(1993): 1993 年釧路沖地震港湾施設被害報告, 港湾技研資	
18)	稲富 隆昌・善 功分	企・外山 進一・上部 達生・井合 進・菅野 高弘・寺内 潔・横田 弘 他	18)	稲富 隆昌・善 功企	・外山 進一・上部 達生・井合 進・菅野 高弘・寺内 潔・横田 弘 他	
	(1997): 1995 年兵	庫県南部地震による港湾施設等被害報告, 港湾技研資料 No.857	19)	· ´	道県南部地震による港湾施設等被害報告,港湾技研資料 No.857 019):空港土木施設設計要領(施設設計編)	

		/++- - -y
空港土木施設耐震設計要領(現行)	空港土木施設設計要領(耐震設計編)	備考
付録-1~付録-7	付録-1~付録-7	圣微な変更のため、掲載は省略する.
本編	耐震設計編	
および	及び	
または	又は	
レベル1	レベルー	
レベル2	レベルニ	
付録−2 構造物の耐震解析法の種類と概要	付録−2 構造物の耐震解析法の種類と概要	
本編3.6に示した各空港土木施設の耐震解析手法のうち、一般構造物と土構造物の地震局	「答解 <mark>耐震設計編 3.6</mark> に示した各空港土木施設の耐震解析手法のうち、一般構造物と土構造物の地震	
析法の種類とその概要について以下に示す。	応答解析法の種類とその概要について以下に示す。	
表-付 2.1 構造物の地震応答解析法	表-付 2.1 構造物の地震応答解析法	
対象施設解析法	対象施設解析法	
地 上 震度法	地 L	

対象施設		解析法
	地上	震度法
	(GSE 通行帯、道	応答スペクトル法
	路·駐車場、場周柵、	地震時保有水平耐力法
	ブラストフェンス、	動的解析法(線形時刻歴応答解析法)
一般構造物	進入灯橋梁)	動的解析法(非線形時刻歴応答解析法)
川文1舟、垣107	地 下	応答変位法
	(GSE 通行帯、道	擬似静的 2 次元 FEM 解析法
	路・駐車場、排水施	動的解析法(非線形時刻歴応答解析法)
	設、共同溝、消防水	
	利施設)	
土	:構造物	震度法(円弧すべり解析)
(高盛土(航空保安施設用地、そ		ニューマーク法
の他空港施設用地)、調節池(排 水施設))		動的解析法(非線形時刻歷応答解析法)

交	象施設	解析法
	地上	震度法
	(GSE 通行帯、道	応答スペクトル法
	路·駐車場、場周柵、	地震時保有水平耐力法
	ブラストフェンス、	動的解析法(線形時刻歴応答解析法)
一般構造物	進入灯橋梁)	動的解析法(非線形時刻歴応答解析法)
测义1书,但100	地下	応答変位法
	(GSE 通行帯、道	擬似静的 2 次元 FEM 解析法
	路・駐車場、排水施	動的解析法(非線形時刻歴応答解析法)
	設、共同溝、消防水	
	利施設)	
<u>±</u>	:構造物	震度法(円弧すべり解析)
(高盛土、調道	節池(排水施設))	ニューマーク法
	• 護岸	動的解析法(非線形時刻歴応答解析法)

「航空保安施設用地」「その他空港施設用地」を削除し「土構造物」を「土構造物・護岸」に変更.